

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	医療福祉費支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

潮来市は、医療福祉費支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

茨城県潮来市長

公表日

令和7年10月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	医療福祉費支給に関する事務
②事務の概要	茨城県医療福祉対策委員会及び潮来市医療福祉費支給に関する条例に基づき医療福祉事務を行っている。 ①申請に基づき、住民票に基づく異動等及び年齢、加入保険内容、障害内容等により受給者毎に分類（妊産婦、小児、母子家庭及び父子家庭、重度心身障害者等）し、資格の管理を行う ②世帯員の課税状況により医療費助成対象者の判定を行い受給証を交付する ③受給者からの償還申請や審査支払機関からの請求により医療費の一部負担金の助成を行う ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ ・情報連携のため、潮来市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	医療費助成システム、宛名管理システム、中間サーバー、Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 医療福祉資格ファイル 2. 医療福祉助成ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第9条第2項 ・潮来市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第9号 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく利用特定個人情報の提供に関する規則」 ・潮来市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部 市民課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒311-2493 茨城県潮来市辻626 潮来市 総務部 総務課 TEL(0299)63-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒311-2493 茨城県潮来市辻626 潮来市 市民福祉部 社会福祉課 TEL(0299)63-1111(代表)
⑨規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務上必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査		
実施の有無	☒ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムを通じて利用できる事務へのアクセス権限を担当職員のみを設定し、ログイン時には生体認証を含む二要素認証を用いてアクセスするため。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月30日	I-4-② 法令上の根拠	・番号法第19条第14号 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報提供に関する規則」	・番号法第19条第8号 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報提供に関する規則」	事後	
平成29年9月30日	II-1 対家人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	I-5-② 所属長	市民課長 今泉 典子	市民課長 長谷川 哲也	事後	
平成30年4月1日	II-1 対家人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年9月1日	II-1 対家人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成30年9月1日 時点	事後	
平成30年9月1日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成30年9月1日 時点	事後	
令和1年6月1日	II-1 対家人数 いつ時点の計数か	平成30年9月1日 時点	平成31年6月1日 時点	事後	
令和1年6月1日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年9月1日 時点	平成31年6月1日 時点	事後	
令和1年6月1日	I-5-② 所属長	市民課長 長谷川 哲也	課長	事後	
令和2年6月1日	II-1 対家人数 いつ時点の計数か	平成31年6月1日 時点	平成32年6月1日 時点	事後	
令和2年6月1日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年6月1日 時点	平成32年6月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	II-1 対家人数 いつ時点の計数か	平成32年6月1日 時点	令和3年8月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成32年6月1日 時点	令和3年8月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8条「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第19条第8号に基づく特定個人情報提供に関する規則」 潮来市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項	番号法第19条第9条「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第19条第9号に基づく特定個人情報提供に関する規則」 潮来市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項	事後	
令和4年7月1日	II しきい値判断項目 1. 対家人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和3年8月1日時点	令和4年7月1日時点	事前	
令和4年7月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報保護情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和3年8月1日時点	令和4年7月1日時点	事前	
令和5年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対家人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和4年7月1日時点	令和5年7月1日時点	事前	
令和5年6月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報保護情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和4年7月1日時点	令和5年7月1日時点	事前	
令和5年6月28日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第9条「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第19条第9号に基づく特定個人情報提供に関する規則」 潮来市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項	番号法第19条第9号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第19条第9号に基づく利用特定個人情報の提供に関する規則」 潮来市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項	事前	
令和5年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対家人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和5年7月1日時点	令和6年7月1日時点	事前	
令和5年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報保護情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和5年7月1日時点	令和6年7月1日時点	事前	
令和7年10月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報保護情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	茨城県医療福祉対策要綱及び潮来市医療福祉費支給に関する条例に基づき医療福祉事務を行っている。 ①申請に基づき、住民票に基づく異動等及び年齢、加入保険内容、障害内容等により受給者毎に分類 (妊産婦、小児、母子家庭及び父子家庭、重度心身障害者等)し、資格の取得を行う ②世帯員の課税状況により医療費助成対象者の判定を行い受給証を交付する ③受給者からの償還申請や審査支払機関からの請求により医療費の一部負担金の助成を行う	＜Public Medical Hub (PMH)＞を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務 ・情報連携のため、潮来市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナンバーを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	
令和7年10月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報保護情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	医療費助成システム、宛名管理システム、中間サーバー	医療費助成システム、宛名管理システム、中間サーバー、Public Medical Hub (PMH)	事前	
令和7年10月10日	II しきい値判断項目 1. 対家人数 いつ時点の計数か	令和6年7月1日時点	R7年10月1日時点	事前	
令和7年10月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年7月1日時点	R7年10月1日時点	事前	
令和7年10月10日	IV リスク対策 4. 特定個人情報保護ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	委託しない	特に力をいれている	事前	
令和7年10月10日	IV リスク対策8. 人手を介在させる作業人としてのミスが発生するリスクへの対策は十分か	-	十分である	事前	
令和7年10月10日	IV リスク対策8. 人手を介在させる作業判断の根拠	-	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る機密的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や課金登録の際は、本人からのマイナンバー取得の履歴や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事前	
令和7年10月10日	IV リスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策最も優先度が高いと考えられる対策	-	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事前	
令和7年10月10日	IV リスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策当該対策は十分か【再掲】	-	特に力をいれている	事前	
令和7年10月10日	IV リスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策判断の根拠	-	情報提供ネットワークシステムを通じて利用できる事務へのアクセス権限を担当職員のみを設定し、ログイン時には生体認証を含む二要素認証を用いてアクセスするため。	事前	